



高鍋町公告第26号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項の規定により、下記の地域の地域農業経営基盤強化促進計画を変更したので、同条第8項の規定により公告する。

令和7年11月27日  
高鍋町長 黒木 敏 之



記

1 地域農業経営基盤強化促進計画を変更した地区

(1) 高鍋南地区

堀の内, 上永谷, 下永谷, 雲雀山, 宮田, 水谷原, 越ヶ溝, 大工小路, 脇, 太平寺, 毛作, 南牛牧, 新山

2 縦覧場所

高鍋町役場の掲示板及び町ホームページ